

お客様各位

平成27年12月1日

早いもので、年の瀬もいよいよ押し迫って来ましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～株式損益通算にご注意を
3. 労働規制～ストレスチェックの実施
4. コラム～103万円の壁と税制改正

## 1. 今月の事務

### ①年末調整の実施

この12月は年末調整事務があり、経理担当者は繁忙期を迎えます。「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」（配偶者特別控除申告書と兼用用紙）などを各社員から提出してもらいます。各種所得控除を受けるには、払込証明書類などの添付が必要ですから、あわせて提出を促しましょう。

### ②納期の特例が適用される場合の源泉税等の納期限

源泉所得税と特別徴収住民税は、原則として給与などから税額を徴収した月の翌月10日までに納付しますが、常時雇用している社員が10名未満の企業は、申請により納期の特例の承認を受け、年2回にまとめて納付することが可能です。納期の特例の承認を受けた場合、特別徴収住民税は、6月～11月の6カ月間に特別徴収した税額を12月10日までに納付することになります。そして、源泉所得税は、年末調整の結果に基づき、7月～12月に源泉徴収した税額を来年の1月20日までに納付します。年明けの納税資金の手配にも留意して下さい。

## 2. 税制解説～株式損益通算にご注意を

平成28年1月1日以後に株式や公社債を売却する場合の損益通算が変わることに注意して下さい。

現在は株式と公社債の売却損益及び運用益の損益通算が出来ませんが、来年からは認められるため、株式売却益を抑えて節税出来るので朗報のように思えるのですが、実は危険が潜んでいるのです。

この損益通算の括りの変更により、上場株式と損益通算するのは公社債の内、国や地方自治体、上場公社債など流通性のあるものに限定され、非上場株式は私募債など流通性のない公社債と通算します。

つまり、平成28年からは上場株式と非上場株式の損益通算が出来なくなるため、付き合いなどで持っている業績の悪い会社の非上場株式で、売却すると損失が見込まれる場合は今年中に売却することをお勧めします。

## 3. 労働規制～ストレスチェックの実施

12月からストレスチェックが施行され、従業員50名以上の会社については全従業員を対象に12月1日から1年以内に実施する必要があります。

実施に当たってのポイントは以下の3点です。

- ①高ストレス状態にあり、かつ自ら申出を行った従業員に対して医師の面接を実施する。

- ②医師の面接後、医師の意見を聴いた上で必要に応じた就業上の措置を実施する。  
 ③ストレスチェックや面接指導の実施状況として下記の4点を労働基準監督署へ1年に1回報告する。

- i ストレスチェックの実施時期
- ii ストレスチェックの対象人数
- iii ストレスチェックの受検人数
- iv 面接指導の実施人数

特に、検査結果は本人の同意が無ければ会社に通知してはならず、更に従業員が不利益を受けないように実務事務従事者は人事権を持つ管理監督者はなれないことに注意して下さい。

政府によると、年収600万円の従業員が6か月休職する420万円の損失が出ると試算しており、このストレスチェックにより、うつ病などの早期発見・対策をしていきましょう。

#### 4. 今月のコラム～103万円の壁と税制改正

以前、パートタイマーの“103万円の壁”のお話をしました。パートタイマーにとって給与収入が103万円以下であれば所得税が掛らず、ご主人の配偶者控除が受けられるため、年末になると年収が103万円以下となるように勤務調整したいと申し出があるのはこのためです。特に、ご主人がサラリーマンの場合では、ご主人の会社から支給される配偶者手当が奥さんの所得がゼロであることが要件とされるケースが多いことも関係しているでしょう。(給与収入が103万円までは所得はゼロと扱われるのです。)

会社としては年末の忙しい時期に休まれては困るし、パートタイマーも働きたいため、苦肉の策として“瓜二つの妹”が代りに働きに来ることがあるそうです。“瓜二つの妹”が結婚して苗字が変わっていれば、なお都合がいいようです。

但し、ご注意いただきたいのは103万円の壁とは所得税(国税)の話であって、市町村に支払う住民税(地方税)の非課税限度額は通常103万円より低く、住民税が全く掛からない給与収入は神戸市では100万円、三田市では93万円であり、それを超えると住民税が掛ることに留意して下さい。しかも、所得が少ない内は国税が5%であるのに対して住民税は一律10%と税率が高いため、むしろ、住民税の非課税限度額にも注意が必要なのかもしれません。

そして、毎年の税制改正の度に、女性の社会進出を阻害しているとして配偶者控除の廃止が議論されますが、平成28年度の改正案にも廃止を盛り込まないようです。これは来年の参議院選挙を控えて、専業主婦世帯の票を意識したのでしょうか。実は平成9年に共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っており、それ以降は差が広がる一方で、平成26年では共働き世帯1,077万世帯に対して、専業主婦世帯は720万世帯なのですが(7月に公表された厚生労働省の「国民生活基礎調査の概況」より)。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
 私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>